

化学合成農薬半減の目標実現のため、農産物検査規格の抜本的な見直し
及び新たなJAS規格では精米を対象とすることを求める意見書

政府は2021年5月、ネオニコチノイド系農薬など化学合成農薬の使用量を2050年までに半減するなどを目標とする「みどりの食料システム戦略」を打ち出した。一方、EUは2021年5月、「Farm To Fork戦略」で2030年までに半減する目標を立てており、スイスはさらに野心的な2027年を目標とする「農薬リスク削減法」を2021年3月に制定している。

化学合成農薬の使用削減は世界的なSDGsの流れであり、日本の今後の農産物輸出戦略の鍵にもなっている。

しかしながら、農産物検査法に着色粒規定があるために、生産者が農薬散布を強いられていること及び斑点米カメムシ類を2000年に根拠無しに植物防疫法・指定有害動植物に指定したことが、当国の農薬削減の障害になっている。このため小金井市議会は2018年に「ネオニコチノイド系農薬の使用禁止と、農産物検査規格規程の着色粒規定の廃止を求める意見書」を国に提出しているが、状況は改善されていない。

同様の意見書は本議会のみならず、米の主要産地である秋田県内市町村議会や青森県、岩手県、埼玉県、香川県などの行政機関からも上がっている。同市町村議会からは、着色粒規定の廃止を求めただけでなく、等級価格差が小売価格に反映されないなど消費者の利益になっておらず公正な制度とは言えないとして、等級制の廃止も求めている。

こうした意見書が議会から届いているにもかかわらず、政府は農産物検査を見直すことなく、新たに「穀粒判別機」を使用したJAS規格を策定しようとしている。穀粒判別機の測定値は精米によって消滅し、無意味となる。このような規格を新たに設ける必要性は認められない。また、新たなJAS規格は農産物検査規格を流用したものにすぎず、これら2つの規格は生産者にとって実質的に違いがない。2つの規格により今後も農薬使用が継続されることになれば、農業を環境破壊の加害者にさせ、また、生産コストの増大にもつながることが危惧される。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、実効的な「化学合成農薬の半減」を求めて、以下の事項について求めるものである。

- 1 化学合成農薬の使用削減のために、農産物規格規程の着色粒規定を廃止すること。
- 2 斑点米カメムシ類を植物防疫法「指定有害動植物」に根拠無しに指定したことを取消し、指定を解除すること。
- 3 新たにJAS規格を設ける場合は、玄米の外観ではなく、消費者にとっても有用な精米を対象とする規格にし、科学的合理性を持たせること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議員 鈴木 成夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様